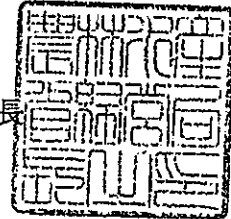


29 経営第 551 号

平成 29 年 5 月 29 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長



農地等に係る特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の廃止に伴う証明事務の取扱いについて

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例のうち、市街化区域等の内から外への農業用資産の買換え等及び農用地区域内にある土地等の買換え等にかかる課税の特例（以下「特例」という。）が廃止されるとともに、改正法附則第51条第16項、第69条第9項及び第84条第9項の規定により、

ア 個人が平成29年4月1日から平成29年12月31日までの間に譲渡する改正法による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第37条第1項の表の第2号又は第7号の上欄の資産

イ 特定個人（平成28年12月1日から平成29年12月31日までの間に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項の規定により同項に規定する同意市町村の農業委員会に対して、同法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定等（所有権の移転に限る。以下「利用権の設定等」という。）を受けたい旨の申出又は利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出（以下「利用権の設定等を受けたい旨の申出等」という。）をした個人をいう。）が平成30年1月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡する旧租税特別措置法第37条第1項の表の第2号又は第7号の上欄の資産

ウ 平成28年12月1日から平成29年3月31日までの間に利用権の設定等を受

けたい旨の申出等をした法人が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に譲渡する旧租税特別措置法第65条の7第1項の表の第2号若しくは第7号又は第68条の78第1項の表の第2号若しくは第7号の上欄の資産については、旧租税特別措置法第37条から第37条の4まで、第65条の7から第65条の9まで及び第68条の78から第68条の80までの規定が、なおその効力を有するものとされる経過措置が設けられました。

これに伴い、関係通知を下記のとおり廃止又は一部改正し、この経過措置による特例の適用を受けようとする場合については、本通知による廃止又は一部改正前の通知は、なおその効力を有するものとします。

また、この経過措置による特例の適用を受けようとする場合、特定個人及び法人については、譲渡資産又は買換資産が申出期間内に利用権の設定等を受けたい旨の申出等をしたものである旨を証する農業委員会の書類を添付する必要があるため、当該書類の様式を別添のとおり定めます。

なお、本通知については、国税庁課税部と協議済みであることを申し添えます。

以上について、御了知の上、貴傘下団体に対し周知願います。

記

次の1に掲げる通知を廃止し、2及び3に掲げる通知の一部をそれぞれ当該各項に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正する。

- 1 「特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の改正に伴う農業委員会の証明について」（昭和49年7月6日付け49農経A第833号農林省農林経済局長通知）
- 2 「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」（平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知） 別紙1
- 3 「農業振興地域制度に係る税制上の優遇措置について」（昭和45年11月9日付け45農政第5207号農林省農政局長通知） 別紙2

(別添)

買換え(交換)の場合の譲渡所得(所得又は連結所得)の課税の特例に係る土地等の買換え(交換)についての証明願

平成 年 月 日

〇〇 農業委員会会長 殿

住所(事務所)

氏名(名称)

(代表者)

印

所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)による改正前の租税特

別措置法 { 第37条第1項の表の第2号(第65条の7第1項の表の第2号又は第37条第1項の表の第7号(第65条の7第1項の表の第7号又は第37条の4(第65条の9又は第68条の80)

68条の78第1項の表の第2号) } の規定による土地等の { 買換え } の場合
68条の78第1項の表の第7号) } 交換

の譲渡所得(所得又は連結所得)の課税の特例の適用を受けるため、下記1の譲渡資産又は買換え資産が平成28年12月1日から平成29年12月31日(法人の場合は平成29年3月31日)までに農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第1項に基づく申出をしたものである旨を証明願います。

記

1 土地等の状況

(1) 譲渡資産である土地等

土地等の所在	地番	地目	地積
			m ²

(2) 買換え資産である土地等

土地等の所在	地番	地目	地積
			m ²

2 譲渡資産又は買換え資産の申出の日付

利用権の設定等を受けたい旨の申出 (取得したい旨の申出)	平成 年 月 日
利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出 (譲渡したい旨の申出)	平成 年 月 日

(注) 申出の日付は、平成28年12月1日から平成29年12月31日(法人の場合は平成29年3月31日)までの日付を記載すること。

第

号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

○ ○ 農業委員会会長

印

農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて（平成6年1月25日付け6構改8第1号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第1 農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第16条第2項の協議（以下「買入協議」という。）に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の1,500万円特別控除）</p> <p>(1) 個人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に法第4条第1項第1号に掲げる農用地（以下「農用地」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の2第5項、措置法令第22条の8第29項、措置法規則第17条の2第1項第31号）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 法人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の4第5項又は第68条の75第5項、措置令第39条の5第30項、措置法規則第22条の5第1項第31号又は第22条の67）。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1 農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第16条第2項の協議（以下「買入協議」という。）に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の1,500万円特別控除）</p> <p>(1) 個人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に法第4条第1項第1号に掲げる農用地（以下「農用地」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の2第4項、措置法令第22条の8第29項、措置法規則第17条の2第1項第30号）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 法人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の4第4項又は第68条の75第4項、措置令第39条の5第30項、措置法規則第22条の5第1項第30号又は第22条の67）。</p> <p>3 (略)</p>

第2 利用権設定等促進事業
1 (略)

[削る。]

第2 利用権設定等促進事業
1 (略)

2 特定の事業用資産の買換え及び交換をした場合の所得税及び法人税の課税の特例

(1) 認定農業者（法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたものをいう。以下同じ。）又は認定就農者（法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けたものをいう。以下同じ。）である個人が、措置法第37条第1項の表の第7号の上欄に規定する農用地区域内にある土地等（原則として譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超えるものに限る。）のうち事業の用に供しているもの（以下「譲渡資産」という。）を譲渡（措置法第33条から第33条の3までの規定に該当するもの及び贈与、交換、出資又は金銭債務に係る代物弁済による譲渡を除く。）し、当該譲渡の日の属する年の12月31日までに、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内にある土地等（その面積が譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする認定農業者若しくは認定就農者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限る。）で取得の日から1年以内に事業の用に供したものを又は供する見込みであるもの（(1)において「買換資産」という。）を取得（贈与、交換、現物分配（法人税法第2条第12号の6に規定する現物分配をいう。以下同じ。）又は金銭債務に係る代物弁済としての取得を除く。）した場合の譲渡所得について、措置法第37条第1項（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第37条の4において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書にその旨を記載し、譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書、買換資産に係る登記事項証明書（又は資産の取得を証する書類）並びに次のア、イ、ウ及びエの書類（別紙様式第9号及び第9号の2）を添付しなければならない（措置法第37条第6項、措置法規則第18条の5第5項第7号、同条第7項）。ア 市町村長の当該買換資産が農用地区域内にある旨を証する書類

イ 次のいずれかの書類

(7) 当該買換資産に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

(イ) 当該買換資産に係る権利の移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある当該権利の移転に係る登記事項証明書

ウ 農業委員会の当該買換資産である土地等の面積が、譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする認定農業者若しくは認定就農者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類

エ 次のいずれかの書類

(7) 市町村の法第12条第4項に基づく農業経営改善計画の認定の通知の写し（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）第五の4の(2)に基づく通知をいう。以下同じ。）

(イ) 市町村の法第14条の4第3項に基づく青年等就農計画の認定の通知の写し（基本要綱第五の2の4の(2)に基づく通知をいう。）

(2) 認定農業者である農地所有適格法人（法第23条第3項の認定に係る同条第7項に規定する特定農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第4項の特定農業者（以下「特定農業者」という。）を除く。）が、農用地区域内にある土地等を譲渡（措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。）し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内にある土地等（その面積が譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする認定農業者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限る。）で取得の日から1年以内に事業の用に供したのもの又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項（同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。）若しくは第68条の78第1項（同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は

連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のイ、ウ及びエの(7)に準じた書類を添付しなければならない(措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法規則第22条の7第4項第7号及び第8号又は第22条の69第4項第7号及び第8号)。

(3) 特定農業法人が、農用地区域内にある土地等(当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた法第23条第2項第2号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域(以下「農用地利用改善事業の実施区域」という。)外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるものをいう。)を譲渡(措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。)し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内にある土地等(当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にあるものであり、かつ、その面積が譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする特定農業法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地等に隣接するものに限る。)で取得の日から1年以内に事業の用に供したものは供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項(同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。)若しくは第68条の78第1項(同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。)の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類(別紙様式第10号及び第10号の2)を添付しなければならない(措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法規則第22条の7第4項第7号及び第8号又は第22条の69第4項第7号及び第8号)。

措置法第65条の7第1項の表の第7号の上欄又は第68条の78第1項の表の第7号の上欄に掲げる譲渡資産に係るもの次に

定める書類

(7) 当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程の写し

(イ) 当該特定農用地利用規程の認定を行った市町村長の当該譲渡資産である土地等の所在地が農用地区域内である旨及び当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外である旨を証する書類（別紙様式第10号）

(ウ) 次のいずれかの書類

a 当該土地等に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第10号）

b 当該土地等に係る権利の移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある当該権利の移転に係る登記事項証明書

イ 措置法第65条の7第1項の表の第7号の下欄又は第68条の78第1項の表の第7号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 市町村長の当該買換資産が農用地区域内に所在し、かつ、当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内に所在すること及び当該買換資産の面積が譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする特定農業法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものであること並びに法第19条の規定により農用地利用集積計画の公告を行った旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第10号）

(4) 認定農業者である個人若しくは法人又は認定就農者である個人が、措置法第37条第1項の表の第2号の上欄、第65条の7第1項の表の第2号の上欄又は第68条の78第1項の表の第2号の上欄に規定する市街化区域又は既成市街地等内にある農業の用に供される土地等（原則として譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超えるものに限る。）、建物又は構築物を譲渡し、個人については当該譲渡の日の属する年の12月31日までに、法人については当該譲渡の日の属する事業年度において、市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある土地等（その面積が譲渡資

産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする認定農業者若しくは認定就農者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限る。)、建物、構築物又は機械及び装置で、取得の日から1年以内に事業の用に供したものの又は供する見込みであるもの(4)において「買換資産」という。)を取得した場合について、措置法第37条第1項(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)、措置法第65条の7第1項(同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。)、若しくは第68条の78第1項(同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。))の買換え又は同法第37条の4、同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合、①個人の場合は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書等にその旨を記載し、②法人の場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書、取得した資産に係る登記事項証明書(又は資産の取得を証する書類)並びに次のア、イ、ウ及びエの書類を添付しなければならない(別紙様式第11号及び第11号の2)。なお、法人の場合はこれらの書類の他に当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない(措置法第37条第6項、第65条の7第5項、第68条の78第5項、措置法令第25条第16項第1号、第39条の7第10項第1号、第39条の106第4項第1号、措置法規則第18条の5第4項第3号、同条第5項第1号、同条第6項、同条第7項、第22条の7第3項第3号、同条第4項、同条第5項、第22条の69第3項第3号、第4項、第5項)。

ア 市町村長の当該譲渡資産(東京都の特別区の存する区域、武蔵野市の区域又は大阪市の区域にあるものを除く。)が市街化区域又は既成市街地等内であることを証する書類

イ 次の買換資産の区分に応じて、それぞれ次に掲げる書類

(7) 建物(附属設備を含む。)、構築物又は機械及び装置

① 買換資産が三鷹市等の区域内にある場合

市長の当該買換資産が市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある旨を証する書類

② 買換資産が三鷹市等の区域以外の地域内にある場合

市町村長の当該買換資産が市街化区域以外地域の域内にあり、
る旨を証する書類

※ 「三鷹市等の区域」とは、三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、守口市、東大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域をいう。

(4) 土地等

上記(7)に掲げる書類及び農業委員会の当該買換資産である土地等の面積が、譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする認定農業者若しくは認定就農者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類

ウ 措置法令第25条第16項第1号、第39条の7第10項第1号又は第39条の106第4項第1号に該当するとき（譲渡資産及び買換資産が土地等である場合において、農業委員会が本特例の適用を受けようとする認定農業者若しくは認定就農者の営む農業の規模等の事情に照らし、買換資産に係る面積制限を譲渡資産の10倍までとすることが適当と認めるとき）

農業委員会の措置法令第25条第16項第1号、第39条の7第10項第1号又は第39条の106第4項第1号に規定する事情に照らし、適当であると認める旨を証する書類（当該事情の説明の記載のあるものに限る。）

エ 個人の場合は次のいずれか、法人の場合は(7)の書類

(7) 市町村の法第12条第4項に基づく農業経営改善計画の認定の通知の写し（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）第五の4の(2)に基づく通知をいう。以下同じ。）

(4) 市町村の法第14条の4第3項に基づく青年等就農計画の認定の通知の写し（基本要綱第五の4の(2)に基づく通知をいう。）

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

(1) 農業を営む者で措置法令第42条の4第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準（租税特別措置法施行令第42条の5第1項の農林水産大臣が定める基準を定める件（平成19年3月30日農林水産省告示第399号）第

2 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

(1) 農業を営む者で措置法令第42条の4第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準（租税特別措置法施行令第42条の5第1項の農林水産大臣が定める基準を定める件（平成19年3月30日農林水産省告示第399号）第

一号から第四号に規定する基準をいう。以下同じ。)を満たすものが、利用権設定等促進事業により農用地又は法第4条第1項第2号に掲げる木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(以下「混牧林地」という。)若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合(当該農用地又は混牧林地の附帯地として農業用排水施設、農業用道路その他これらの土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地を取得した場合を含む。以下同じ。)の所有権の移転登記について、措置法第77条に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについて、の市町村長の証明書で、その者が措置法第42条の4第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当すること並びに当該土地の取得に係る農用地利用集積計画の公告の日及び当該土地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第9号)を添付しなければならない(措置法第77条、措置法規則第29条第1項及び第2項)。

なお、市町村は嘱託登記をするに当たって、嘱託書に当該証明書を添付して所有権移転の登記の嘱託をすることとなる。

(2) (略)

一号から第四号に規定する基準をいう。以下同じ。)を満たすものが、利用権設定等促進事業により農用地又は法第4条第1項第2号に掲げる木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(以下「混牧林地」という。)若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合(当該農用地又は混牧林地の附帯地として農業用排水施設、農業用道路その他これらの土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地を取得した場合を含む。以下同じ。)の所有権の移転登記について、措置法第77条に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについて、の市町村長の証明書で、その者が措置法第42条の4第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当すること並びに当該土地の取得に係る農用地利用集積計画の公告の日及び当該土地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第12号)を添付しなければならない(措置法第77条、措置法規則第29条第1項及び第2項)。

なお、市町村は嘱託登記をするに当たって、嘱託書に当該証明書を添付して所有権移転の登記の嘱託をすることとなる。

(2) (略)

(様式第1号) ~ (様式第8号) (略)

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

(様式第9号) (略)

(様式第1号) ~ (様式第8号) (略)

(様式第9号)

(様式第9号の2)

(様式第10号)

(様式第10号の2)

(様式第11号)

(様式第11号の2)

(様式第12号) (略)

農業振興地域制度に係る税制上の優遇措置について（昭和45年11月9日付け45農政第5207号農林省農政局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
第1 所得税 1～3 (略) [削る。]	第1 所得税 1～3 (略) 4 農用地区域における土地等の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (1) 認定農業者（ <u>基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた者をいう。以下同じ。</u> ）又は認定就農者（ <u>同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けた者をいう。以下同じ。</u> ）である個人が、昭和45年1月1日から平成29年12月31日までの間に次のアに掲げるものうち、事業の用に供しているものの譲渡をした場合において、原則としてその譲渡の日の属する年の12月31日までに、イに掲げるものを取得し、かつ、その取得の日から1年以内に当該個人の事業の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡による収入金額がその買換資産（取得資産）の取得価額以下である場合にあつては、その譲渡に係る資産のうち100分の80に相当する金額を超える金額に相当する部分の譲渡があつたものとすることができ、その収入金額がその取得価額を超える場合にあつては、その譲渡に係る資産のうち当該取得価額の100分の80に相当する金額を超える金額に相当する部分の譲渡があつたものとすることができ（措置法第37条第1項の表の第7号）。	

借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限る。)

(注) この特別措置の適用を受けた場合において、その買換資産の取得の日から1年以内にその買換資産を農業の用に供しないとき又は供しなくなったときは、これらの事情に該当することとなった日から4月以内に修正申告書を提出し、当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ(措置法第37条の2第1項)。

(2) この特別措置を受けようとする場合には、譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書にその旨を記載し、「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」(平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知。以下「基盤強化法証明事務通知」という。)の第2の2の(1)に規定する書類を添付しなければならない(措置法第37条第6項、措置規則第18条の5第5項第7号、同条第7項)。

4 (略)

5 (略)

第2 法人税
1-2 (略)

第2 法人税
1-2 (略)

[削る。]

3 農用地区域内における土地等の買換えの場合の法人税の課税の特例

(1) 認定農業者である法人が昭和45年4月1日から平成29年3月31日までの間に、その有する第1の4の(1)のアに掲げる資産(棚卸資産を除き、基盤強化法第23条第3項の認定に係る同条第7項に規定する特定農用地利用規程に定める同条第4項の特定農業法人(以下「特定農業法人」という。)が譲渡をする場合にあっては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第2項第2号に掲げる農用地利用改善事業(以下「農用地利用改善事業」という。)の実施区域外にある土地等で、農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされる土地等に限り、譲渡した場合において、原則として当該譲渡の日を含む事業

年度において、第1の4の(1)のイに掲げる資産(特定農業法人が取得をする場合には、農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。)を取得し、かつ、その取得の日から1年以内に農用地区域内にある当該法人の事業の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その買換資産(取得資産)について譲渡資産の差益相当額の100分の80に相当する金額の範囲内で圧縮記帳ができる。

なお、その買換資産を取得の日から1年以内に農用地区域内にある当該法人の事業の用に供しないとき又は供しなくなったときは、圧縮記帳による損金算入額相当額を益金に算入しななければならない(措置法第65条の7第1項の表の第7号、第4項、第68条の78第1項の表の第7号、第4項)。

(2) この特別措置の適用を受けようとする場合には、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、基盤強化法証明事務通知第2の2の(2)(特定農業法人は第2の2の(3))の書類を添付しなければならぬ(措置法第65条の7第5項、第68条の78第5項、措置規則第22条の7第4項第7号、第8号、第22条の69第4項第7号、第8号)。

3 (略)

第3・第4 (略)

(別記様式) (略)

4 (略)

第3・第4 (略)

(別記様式) (略)